

一 令和3年度までと同じ現行の料金プラン

1ヶ月の料金	
責任使用料金	水量(m ³)×35円/m ³ +消費税(円未満切捨)
超過使用料金	水量(m ³)×70円/m ³ +消費税(円未満切捨)
メーター料*	各メーター口径に応じた料金+消費税(円未満切捨)

※メーター料とは、当社がお客さまにお貸しする水道メーターのご使用料金です。

メーター料(1個・1ヶ月につき)

口径	料金 (月額・税別)
40ミリメートル以下	400円
100ミリメートル以下	1,500円
150ミリメートル以下	3,400円
250ミリメートル以下	3,800円
350ミリメートル以下	5,000円

【例】1ヶ月の料金の算出

責任使用水量が1日1m³のお客さまで、
メーター口径75mmで、
1か月(30日)のご使用量が100m³の場合

A 責任使用料金

30m³×35円/m³+消費税=1,155円

B 超過使用料金

70m³×70円/m³+消費税=5,390円

C メーター料

1,500円+消費税=1,650円

A+B+C=8,195円が、1ヶ月の料金です。

一 試験料金プラン

試験料金プランとは、新料金プランを確定するために、事業開始後の2年間(令和4・5年度)で試験的に実施する料金プランです。

▶ Point 1

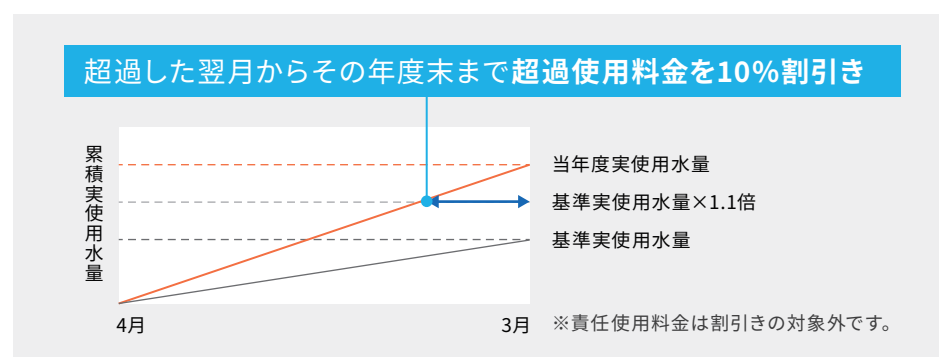
お客さまの前年度の実使用水量の年間合計を基準実使用水量とし、お客さまの当年度の実使用水量累積値が基準実使用水量の1.1倍を超過した翌月からその年度末まで、**超過使用料金を10%割引**します。

(超過水量単価70円→63円)

お客さまの当年度の実使用水量累積値が基準実使用水量累積値の1.1倍を超過しない場合は、令和3年度までと同じ現行の料金プランとなります。

▶ Point 2

令和4年度以降で、実使用水量の年間合計が基準実使用水量を超過した場合は、その年間合計を**基準実使用水量**として更新します。



適用条件(以下の3つの条件を満たすお客さま)

- ・ 申込前年度1年間(4月～3月)の実使用水量の実績がある
- ・ 申込前年度のいずれの月も実使用水量が0m³でない
- ・ 当社のコンサルティングサービスを受けることが可能

試験料金プランを2年間実施・評価し、必要に応じて一部修正を加え、令和6年度以降も引き続き新料金プランとして継続する予定です。

試験料金プランは従来の料金プランとの選択制とし、お客さまにお選びいただけます。

コンサルティングサービスの概要

- ・ ニーズや課題を把握するアンケート調査やヒアリング調査
- ・ センサー等の活用や現場視察による使用状況調査
- ・ 他のお客さまの許可を得た上での工水の利用用途等の共有
- ・ 設計や施工などの委託業者のご紹介
- ・ 工水の有効な利用方法などによるコスト削減方法のご提案